

## 定期監査報告(第2号)

### 1. 監査の対象

農林課・農業委員会、観光商工課

### 2. 監査の期日

令和6年6月24日(月)

令和6年6月25日(火)

### 3. 監査の方法

当該年度中に執行された財源に関する事務が適切かつ効率的に執行されているか、事前に資料の提出を求め、内容等について調査検討し、執行当日は関係職員出席のもと関係書類及び諸帳簿の監査に併せ、随時説明を求めながら次の事項に留意し実施した。

- (1) 事務事業が計画的かつ効率的に進められているか。
- (2) 最小の経費で最大の効果を上げているか。
- (3) 事務事業が常に住民の福祉の向上に役立つよう推進されているか。
- (4) 施設の維持管理状況について。

### 4. 監査の結果

予算の執行状況、物品・備品の出納状況及び施設の維持管理状況は概ね適切であると認められた。

#### 【農林課・農業委員会】

補助交付事業について、指令前着手する理由や目的を担当者も理解した上で行うこと。契約書のページ数が多くなるものは、各ページに割印するより、契約書を袋綴じにして契印を押すなど業務の効率化を目指すこと。

工事等で再生材の使用が推奨される原材料に再生材での対応が難しい場合は、その旨書面で確認できるようにすることが望ましい。

工事打合せ簿は適切に処理されている。

#### 【観光商工課】

施設管理運営委託について、事業報告書、決算報告書の表記を統一すること。

補助交付事業については、支払処理や事務手続きが煩雑にならないように今後業務の流れについて検討していくことが望ましい。

補助金が事業のどの部分に充当されているかを、交付する側として明確に確認できる

ようにすること。

観光事業については、町からの補助金が出ている以上は段階的に組織の強化を進めていくことが必要であると考えます。

両課ともに適正に事務処理が遂行されていることが確認できました。